

賃 貸 借 契 約 書 (案)

- 1 物件名 ノートパソコン 32台
- 2 設置場所 秋田県立栗田支援学校 22台 (秋田市新屋栗田町10番10号)
秋田県立支援学校天王みどり学園 10台
(潟上市天王字追分西27番地の18)
- 3 賃貸借期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- 4 賃貸借料 月額 _____円 (内消費税及び地方消費税 _____円)

上記物件について、賃借人 秋田県立栗田支援学校長 神部 守 (以下「甲」という。)と賃貸人 _____ (以下「乙」という。)とは、下記条項により賃貸借契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が所有する契約書記載の物件 (以下「物件」という。)を甲の指定した場所に搬入設置し、甲が物件の使用に対する料金を乙に支払うことを目的とする。

(契約保証金)

第2条 秋田県財務規則第178条第__号により契約保証金は免除するものとする。
(※支払した場合 契約保証金 _____円)

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。
2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(納入 (設置) の確認及び引渡し)

第4条 乙は、甲が指定する設置場所へ物件を搬入し、使用に必要な設置調整作業を行い、すべての作業が完了した時をもって引渡が行われたものとする。

(納入 (設置) 費用等の負担)

第5条 この契約に基づく物件の納入 (設置) 及び撤去に要する全ての費用は、乙の負担とする。

(賃貸借料の支払)

第6条 賃貸借料の計算期間は月の初日から末日までの1ヵ月とする。
2 乙は、毎月末日経過後、支払請求書により、甲に月額分の賃貸借料を請求するものとする。
3 甲は、適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
4 甲は、自己の責めに帰すべき理由により代金の支払を遅滞した場合は、乙に対し、前項の期間満了日の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(瑕疵担保責任)

第7条 乙は隠れたる瑕疵により機器の運転及び操作に支障又は不能を生じたときは、速やかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

(損害賠償の請求)

第8条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器を毀損し、乙に損害を与えた場合は、

その賠償を甲に請求することができる。

(機密及び個人情報の漏洩禁止)

第9条 乙は、この契約の実施に際して知り得た甲の業務上の機密及び個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合、甲又は乙はこれにより被る相手方の損害についてその責めを負わない。

(機器の返還)

第11条 第3条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、機器を速やかに乙に返還するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに契約機器を引き取るものとする。

3 機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第12条 物件の所有権は乙に属し、甲は、該当物件を善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利又は義務を他人に譲渡し、又は継承させてはならない。

(疑義の解決)

第14条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市新屋栗田町10番10号

秋田県立栗田支援学校
校長 神部 守

乙 ○○○○○○○○

○○○○
○○○○○ ○○○○